

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農業担い手対策による基幹産業の発展とバードウォッチングを核とした新たな観光への挑戦

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道斜里郡小清水町

3 地域再生計画の区域

北海道斜里郡小清水町の全域

4 地域再生計画の目標

(地勢)

本町は北海道の東北端、オホーツク総合振興局管内の東北部に位置し、東は斜里町、清里町と、西は涛沸湖を境に網走市、大空町と接し、南は野上峠を境に釧路総合振興局管内弟子屈町、北はオホーツク海に面し、その面積は 286.89 km²である。

(人口)

昭和 35 年には 11,517 人あった人口をピークとして減少傾向をたどっており、平成 22 年には 5,358 人と 53%の減となっている。この要因として、少子・高齢化を含め本町は道央ベルト地帯より遠隔地に位置し、農業を除き雇用力のある産業がなかったため、高度経済成長期を通じて都市集中化と農業経営者の離農増等を背景に、若年層を中心とする都市部への流出が続いている。

(産業)

本町は典型的な畑作、酪農中心の純農村であり産業生産額のうち農業生産額の占める割合は大きく、本町経済を支える上においても農業は最も重要な産業である。本町社会及び経済は、産業別人口の 41.8%にあたる農業を中心とした第 1 次産業を核として形成され、人口規模は、全国 1,750 自治体中 1,481 位であるが、農業算出額統計（2006）は全国 198 位であることが示すように力強い農業が実践されており、かつ農業関連産業での就労割合も高いことから、町にとって農業は欠かすことができない産業である。

本町では、地方創生の取り組みを通して移住者や障がい者等の多様な人材が小清水町の農業に関われる雇用の受け皿や新規就農の仕組みを整えることでまちに人を呼び込む。そうすることで、肥沃な土地を最大限活かした強い農業を継続する。さらにさまざまな人材が本町の農業に関わることで、農産物の出荷方法の多様化、新たな加工品製造、飲食店開業等による地場産農産物の付加価値向上を目指す。農家戸数と 1 戸当たりの経営面積をみると、平成 8 年に 438 戸、平均経営面積が 21.7ha であったものが、平成 24 年では 336 戸、平均経営面積が 33.6ha となっており、農業機械の能力向上に伴う作業効率化により大規模経営が可能となった一方で、世襲をできなかった兄弟姉妹の転出が加速し、町の人口減が続いてきた。J Aが推計した将来の見通しでは、2030 年までにさらに 100 戸減少、1 戸当たり経営面積が 40ha まで拡大すると予測されており、家族経営の限界を超え、不耕作地の

発生が懸念されている。さらに、T P P 批准による影響を考慮すると、今後は、地域での差別化ができ、収益性が高い青果物（アスパラなど）の導入拡大や、加工による付加価値の向上といった取組みが求められる。

観光分野においては、オホーツク海沿いに広がる小清水原生花園をはじめ標高 1000m の藻琴山、北海道内最大級の渡り鳥の中継地である濤沸湖など、海・山・湖の自然環境に恵まれ多様な植物の生育が縦に凝縮された自然環境は本町の宝物である。しかしながら、観光ニーズが多様化し、また増加する外国人旅行者の受け入れ体制は全く機能していない問題があることから、これまでの物件遊山型の観光から、「ここでしかできないこと」を旅行の目的と位置づけ、「濤沸湖」が持つ多様な資源とバードウォッチングやネイチャーリズムの魅力を核とした観光客受入体制の整備について継続的かつ発展的に行う必要がある。北海道を代表する雄大な自然を堪能できる原生花園・濤沸湖エリアには、全国から多くの観光客が訪れるエリアであるが、平成 3 年に 110 万人であった観光客が平成 15 年には 50 万人に減少、平成 27 年度は 20 万人を下回る状況と観光客入込数が激減している。濤沸湖周辺で観察できる鳥は、日本全国で見られる野鳥の約半数 300 種を超えバードウォッチングの聖地であるが、町民を含め認知度が極めて低く、元来持っている貴重な観光資源を活用しきれていない。「ここでしかできない旅」を始めるために、地域住民が一体となった取り組みと地域に貢献できる野鳥ガイド等の人材育成、それを機能するための地域経済の循環の役割を担う観光地域づくり推進組織の設置が急務である。

近年は、第 1 次産業をとりまく産業構造の変化や情報通信技術・社会資本整備の進歩等が生活構造を激変させてきており、町民の社会生活や経済活動も大きく変貌しつつある。また、今日大きく変動を続ける国際化の進展や長引く景気の低迷などの課題に対処するには、自然との共生を大前提として、クリーン農業の推進と商工観光産業との創意ある連携が必要と考え、基幹産業である農業の持続的発展とバードウォッチングを核とした観光振興に挑戦し、人口減少に歯止めをかけることを目的とする。

【数値目標】

事業	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	H32 年 3 月末	H33 年 3 月末
1, 農業担い手対策関連					
(1) 農業担い手の育成人数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
(2) 農業担い手養成学校の設置				1 件	
(3) 農福連携による障がい者雇用数			5 人		
2, BW を核とした観光振興関連					
(1) アクティビティ参加者数	100 人	200 人	200 人	200 人	300 人
(2) 観光地域づくり推進組織の設置				1 件	
(3) BW 等のネイチャーガイド人数	1 人	1 人		5 人	3 人

※BW＝バードウォッチング

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

小清水町の基幹産業である農業の持続性を担保するため、小清水町農業担い手育成プロジェクト事業を実施することで農業の多様な担い手確保を進める。バードウォッチングの聖地として知られる瀧沸湖を活用した新たな観光対策としてバードウォッチングを起爆剤とした欧州インバウンド受入プロジェクト事業を進め、交流人口の増、雇用の場の確保を通じた人口減少対策をすすめる。

5-2-1 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金事業【A3007】

1 事業主体

北海道斜里郡小清水町

2 事業の名称及び内容 小清水町農業担い手育成プロジェクト事業

農のある暮らしを希望する移住者や新規就農希望者、働く場を求める障がい者などの農業の多様な担い手を確保していくために3つの事業に取り組む。

- ① 請負型農作業支援体制の構築（農業者が農繁期に人手を確保できるような仕組みを構築。JAが農作業支援にあたる担い手人材を通年雇用し、彼らは3月～10月は農業者からの依頼に応じた農作業を行い、11月以降はJAの選果施設の仕事をを行う。行政は、ここで働く「人材（ひと）」を確保するために公募による人材募集を行うほか、安心して暮らせる環境づくりとして小学校の統廃合により使わなくなった教員住宅等の住まいを移住者に貸し出す仕組みを整える。養成学校事業と併せて実施することで新規就農や農業法人への就職等の次のステップに向けた支援も行う）
- ② 農福連携事業の構築（障がい者の就労機会の創出、養護学校の実習受入れ、地場産農産物を利用した加工品や飲食業の実施）
- ③ オホーツク農業担い手養成学校の設置（大規模畑作農業を実践的に学ぶことができるカリキュラムを構築し、農業法人への就職や新規就農等に向けたサポートを行う）

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

農業者担い手養成学校の設置事業に見られるように、高校校舎の利活用による施設改修費など大きなイニシャルコストのリスクはあるものの、基幹産業である農業衰退は直接的にまちの衰退に繋がることとなる。これまで異業種であった福祉機関、大学等と協働し様々な課題等について研究・調査を行う。

【地域間連携】

本町のみならず、オホーツク道東の農業を持続的発展に繋げるため、農業者担い手養成学校の設置にあっては、オホーツク農業の未来を担う人材を養成することを目的とし

て東京農大オホーツクキャンパス等との連携により具体的な道筋をつける。(机上では実施できない農機具の取り扱いなど)

【政策間連携】

J Aこしみずが有する農業経営の知識に加え、これまで行政が担っていた福祉・雇用の異なる政策領域をカバーするため、関連する各関係機関においてテーマ毎に実現すべく施策について調査・検討を行う。

【自立性】

平成 31 年度を目途に請負型農作業支援組織を設置した上で、受益（作業支援員）と負担（生産者からの委託金）を明確にした「しごと」づくりを行う。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年次

事業	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	H32 年 3 月末	H33 年 3 月末
農業担い手対策関連					
(1) 農業担い手の育成人数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
(2) 農業担い手養成学校の設置				1 件	
(3) 農福連携による障がい者雇用数			5 人		

5 評価の方法、時期及び体制

農業分野と福祉分野の異なる政策領域が存することから、既に設置済みの産官学金労言を構成員とした本町総合戦略策定委員に福祉関係者（役場保健福祉課、社会福祉協議会）を構成員とした組織立てを行い毎年度検証する。また、外部組織による検証時において議会内に設置する 2 常任委員会委員長が参加する。検証結果は小清水町ホームページ及び広報こしみずで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

・総事業費 35,790 千円

7 事業実施期間

地域歳計計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 ヶ年度）

5-2-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金事業【A3007】

1 事業主体

北海道斜里郡小清水町

2 事業の名称及び内容 BW（バードウォッチング）を起爆剤とした欧州インバウンド受入プロジェクト事業

- ① 春夏秋冬、1年を通じて観光資源となるバードウォッチングを核とした観光振興に取り組むこととし、特に欧米（主にイギリス）をターゲットとした観光メニューを設定し、オホーツク海に接岸する「流氷」の網走市、また世界自然遺産の「知床」を有する斜里町と連携しながら、通年型の東オホーツクの新たな観光地開拓を行う。
- ② 平成28年環境省「自然環境整備事業交付金」により整備される濤沸湖木道の利用活用を拡大するため、ラムサール登録湿地のワイズユースの考え方を町内外に周知するとともに、人間と自然が真に共栄共存するための意識醸成を促すシンポジウムや勉強会を開催する。
- ③ 組織の運営については、アウトドア総合企業の「mont-bell（モンベル：全国の会員数65万人）」と町が連携協定を結び、mont-bellフレンドタウン、フレンドエリアとしてアウトドア・アクティビティを楽しめる環境づくりを行う。※濤沸湖木道設置完成式（H28年9月10日予定）において、mont-bellと協定締結予定。女満別空港から30分、同時間で網走市、世界自然遺産の知床まで1時間で移動ができる場所であることから、道東地域初のmont-bellショップを誘致（本社と調整中）し、ここを起点として当該エリアの観光案内、野鳥・花ガイドの紹介、野鳥観察小屋（HIDE）の運営などを行う。
- ④ 濤沸湖自体の地名度が低いことから、外国人向けのプロモーションとしてSIT型観光に強い「宝島旅行社」の英語版webにて旅行プランを周知するほか、mont-bellの海外ショップ160店において配布される外国語対応パンフレットによる周知のほか、同社webを活用したイベント紹介によるプロモーションを実施する。（国内会員65万人には、モンベルクラブにおいて周知がなされることから、国内客誘致が誘発される）
- ⑤ 小清水町の観光をこれまで担ってきた小清水町観光協会を観光地域づくり推進組織として組織し、人材育成（フラワー・バードウォッチングガイド等）、国際観光地（野鳥観察公園）としてのソフト事業のブラッシュアップ（Wifi情報発信システム等、インバウンド受け入れ研修等）により、元来持っている地域の宝物を活用した「ここでしかできない旅行プログラム」を作り込み、外貨を稼ぎ出すことで「小さな経済」を生み、新たな雇用創出に繋げる。
- ⑥ 受入窓口のワンストップ化による観光客の滞在・交流受入を、地域の農業者、商工業、商店街と連携し、質の高いサービスを提供することにより、観光客からリピーターや長期滞在者へ、そして移住候補者へといった定住者受入の拡充に繋げる。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

北海道観光は夏季にこの来客数が集中し、他期間はオフシーズンとなっている。これを打開するため、日本野鳥の会オホーツク支部、環境省濤沸湖水鳥・湿地センターとも

協力しながら、四季それぞれに違う個体を楽しめることができるバードウォッチングを核としたプログラムを用意し、オールシーズン型の受入体制を構築する。

アウトドアアパレル企業の mont-bell との連携による体験プログラムの設定（会員対象等）など相互協力を行う。

【地域間連携】

西側に隣接する網走市ではオホーツク海におけるホエールウォッチングのほか、冬期間には流水砕氷船の営業が行われており、東に隣接する斜里町は世界遺産を有していることから、両自治体とモデルルートの形成のなどについて観光分野における互惠関係を構築する。

【政策間連携】

ラムサール登録湿地の「ワイズユース（賢明な利用）」は、単に環境保護のみの観点ではなく、そこで生きる動植物と人間が互惠関係を築くことをその理念としているため、地域住民が自らこの貴重な宝物を観光資源と捉え、「しごとを創り」、「人を育て」、「外貨を得る」、また、濤沸湖の内水面で採れるカキなどのブランド形成を図る。

【自立性】

平成 32 年度を目途に小清水町観光地域づくり推進組織を設置することとし、運営費用にあっては、SIT 型に特化した道内旅行社（宝島旅行社）の英語版 Web による周知のほか、H28 年 9 月に連携協定を締結するアウトドア総合企業 mon t・bell の海外店舗 160 店におけるパンフレットへの掲載、同社外国版 web ページを活用したプロモーションの実施によるアクティビティ体験者からのガイド料収入のほか、野鳥観察小屋（宿泊型 HIDE の設置）の使用料収入を基本とする。

国内 65 万人のモンベルクラブ会員に配布される特典ガイドによるプロモーションを活用することにより、国内観光客に対しても定期的なプロモーションが可能となることから、国内のアクティビティ体験者からも上記収入を獲得する。さらに、道東地域初の mont-bell ショップを誘致（本社と調整中）することにより、地域限定商品の開発による物販促進（厳冬期における外国人観光客の動向では、現在、新千歳空港に到着する同客の多くは、自国で防寒具の購入ができないことから、まず、近隣にあるアウトレットモールにおいて、防寒具を揃える傾向が多い。本町から車で 30 分の女満別空港では、今後、多くのインバウンド受入のための国際枠拡大を進めていることから、同 mont-bell との協定により需要が見込まれる）また、モンベル会員向けに展開する「フレンドマーケット」に本町特産品の農作物を販売することによる収益などによる持続可能な運営体制を構築する。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年次

事業	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31 年 3 月末	H32 年 3 月末	H33 年 3 月末
BW を核とした観光振興関連					
(1)アクティビティ参加者数	100 人	200 人	200 人	200 人	300 人

(2)観光地域づくり推進組織の設置				1件	
(3)BW等のネイチャーガイド数	1人	1人		5人	3人

※BW=バードウォッチング

5 評価の方法、時期及び体制

産官学金労言を構成員とした本町総合戦略策定委員に町観光協会のほか、日本野鳥の会オホーツク支部を構成員とした組織立てを行い毎年度検証する。また、外部組織による検証時において議会内に設置する2常任委員会委員長が参加する。検証結果は小清水町ホームページ及び広報こしみずで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 197,300千円

7 事業実施期間

地域歳計計画認定の日から、平成33年3月31日（5ヶ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

産（小清水町農政協議会）、官（林野庁網走南部森林管理署）、学（北海道大学公共政策大学院）、金（網走信用金庫）、労（連合北海道）、言（北海道新聞社）、ほか、小清水町商工会、小清水町自治会連合会、社会福祉協議会、小清水幼稚園によって組織される小清水町総合戦略策定委員会及び議会内に設置する2常任委員会委員長によって各事業の検証を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度事業毎に設定するKPIの指標値及び事業進捗状況等を確認する。

検証、評価時期は事業実施翌年度の6月末までとする。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表方法

検証、評価後において町ホームページのほか広報こしみずにより公表する。